

五戸町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する木造住宅の所有者等が当該住宅の耐震診断を希望する場合に、町が予算の範囲内において耐震診断員を派遣して耐震診断を行うことにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによるもの）をいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者であって、町の派遣依頼に基づき耐震診断を行う者をいう。
- (3) 所有者等 木造住宅を所有する者又はその親族をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、同年6月1日以降増改築されていないこと。
- (2) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された住宅であること。
- (3) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）で、地上階数が2以下のものであること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。
- (5) 所有者等が町税を滞納していないこと。
- (6) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(派遣の申込)

第4条 耐震診断を希望する所有者等は、構造的に独立した棟ごとに、五戸町木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に申し込むものとする。

- (1) 建築年月日及び床面積が確認できる書類（建築確認申請書の写し、検査済証の写し、登記簿謄本の写し等）
- (2) 住宅の所有者又は所有者の親族であることが確認できる書類（登記簿謄本の写し、固定資産税課税証明書の写し、親族関係を明らかにできる戸籍謄本等）
- (3) 平面図
- (4) 外観写真（2枚以上）
- (5) 申込者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (6) 住宅所有者同意書（添付様式第1号）（住宅の所有者と申込者が異なるとき）
- (7) その他町長が必要と認める書類
（派遣の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、五戸町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号）により、派遣しないと決定したときは、五戸町木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第6条 前条の規定により耐震診断員の派遣決定を受けた者（以下「派遣対象者」という。）は、派遣決定後において派遣を辞退するときは、速やかに五戸町木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 町長は、派遣対象者が次のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が発生したとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、五戸町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用）

第8条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

2 派遣対象者は、別表に定める派遣対象者負担額を派遣された耐震診断員に直接支払うものとする。

（診断結果の通知）

第9条 耐震診断の結果については、五戸町木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第10条 町長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

（耐震診断員等の責務）

第11条 耐震診断員及び当該耐震診断の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断を行う際に、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）当該耐震診断の実施に関し、派遣対象者から第8条第2項に規定する費用以外の金銭等を受け取ること。
- （2）派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- （3）診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- （4）その他耐震診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

（その他）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

延べ床面積	診断費用総額	町負担額	派遣対象者負担額
200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
200㎡を超え250㎡以下	168,000円	136,000円	32,000円
250㎡を超え300㎡以下	189,000円	136,000円	53,000円
300㎡を超え350㎡以下	211,000円	136,000円	75,000円
350㎡を超え400㎡以下	232,000円	136,000円	96,000円